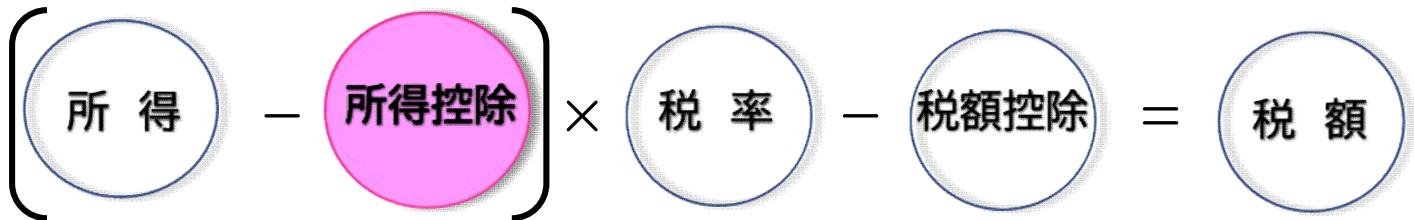


いろいろな所得控除について確認してみましょう！

所得控除とは、納税者の生活事情を考慮して所得から差し引く金額で、全部で 16 種類あります。今回はよく使われる所得控除について、ご説明します。**※青字は住民税での控除金額**



(1) 扶養控除

家族を扶養している場合、生活費の負担が多くなります。納税者に下記の全ての要件に該当する扶養親族※がいる場合に適用する控除です。

※扶養親族とは・・・12月31日現在で、配偶者以外の6親等以内の血族、もしくは3親等以内の姻族

要 件	①納税者と生計を一にする人 ②年間の合計所得が58万円以下の人 ③事業専従者ではない人 ④他の人の扶養親族ではない人 ⑤他の人の同一生計配偶者ではない人
控除額	年齢に応じて 38万円～63万円（満15歳以下は0円） (33万円～45万円、満15歳以下の扶養は0円)

(2) 特定親族特別控除(令和7年分より創設)

納税者に特定親族※がいる場合、その親族の合計所得金額に応じて一定の所得控除が受けられます。この場合、納税者の扶養には該当しないのでご注意ください。

※特定親族とは・・・12月31日現在で下記の全ての要件に該当する人

要 件	①年齢が <u>19歳以上23歳未満</u> の人 ②配偶者以外の親族である人 ③納税者と生計を一にする人 ④ <u>合計所得金額が58万円超123万円以下</u> の人 ⑤事業専従者ではない人 ⑥他の人の同一生計配偶者や扶養親族ではない人
控除額	特定親族の合計所得金額に応じて 3万円～63万円 (3万円～45万円)

(3) 配偶者控除／配偶者特別控除

納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下で下記の要件に該当する配偶者がいる場合、配偶者控除が適用されます。また、配偶者控除の要件より所得が多いが、合計所得金額が133万円以下の配偶者の場合、配偶者特別控除が適用されます。この場合、納税者の扶養には該当しないのでご注意ください。

区分	配偶者控除	配偶者特別控除
要 件	扶養控除の要件①～④に該当する配偶者	①納税者と生計を一にする人 ②年間の合計所得が58万円超133万円以下の人 ③事業専従者ではない人 ④他の人の扶養親族ではない人
控除額	納税者の合計所得金額に応じて 13万円～48万円 (11万円～38万円)	配偶者や納税者の合計所得金額に応じて 1万円～38万円 (1万円～33万円)

(4) 障害者控除

納税者本人や扶養している家族が障がい者の場合に適用されます。障害者手帳をお持ちの方や介護認定「要介護1～5」を受けられている方が対象となります。また、障害者控除の中でも「一般の障害」と「特別障害」に区分されています。

区分		特別障害	一般の障害
要件	身体障害	障害者手帳1・2級	障害者手帳3～6級
	精神障害	精神障害者保健福祉手帳(1級)	精神障害者保健福祉手帳(2・3級)
	知的障害	療育手帳(A)	療育手帳(B)
	老人(65歳以上)	市長の承認(要介護3～5)	市長の承認(要介護1・2)
控除額		40万円(30万円) 同居の場合 75万円(53万円)	27万円(26万円)

(5) 寡婦控除／ひとり親控除

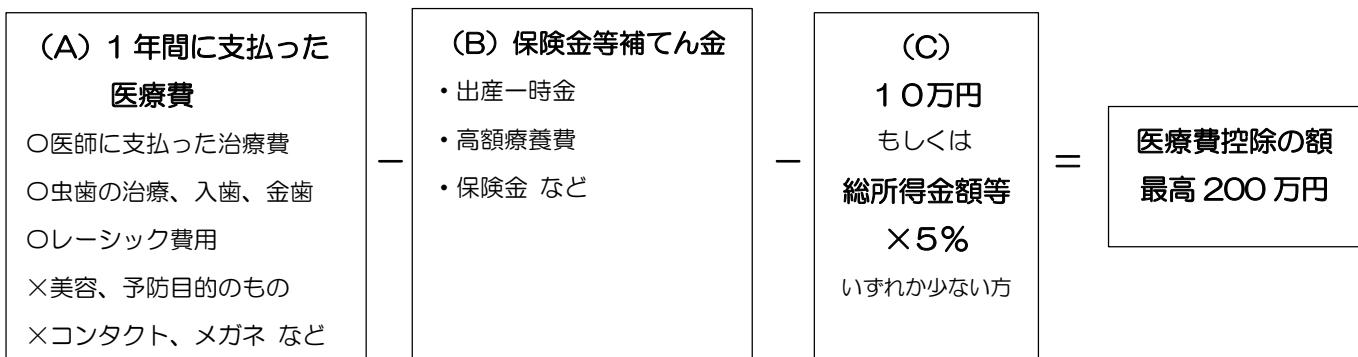
12月31日(年の途中で死亡した場合は、死亡の日)現在で、婚姻をしていないまたは配偶者の生死が明らかでない人のうち、下記に該当する場合は適用されます。

区分	ひとり親：下記の <u>全て</u> に当てはまる人が該当	寡婦：「ひとり親」に該当しないが下記の どちらかに該当する人
要件	1.婚姻※をしていない、または配偶者の生死 が明らかでない ※婚姻には事実婚を含む 2.生計を一にする子がいること (総所得金額等が58万円以下で、他の人の 同一生計配偶者や扶養親族になっていない 人) 3.合計所得金額が500万円以下であること	1.夫と離婚したあと再婚していない人で、扶養 親族があり、合計所得金額が500万円以下 であること 2.夫と死別したあと再婚していない、または夫 の生死が明らかでない人で、合計所得金額が 500万円以下であること
控除額	35万円(30万円)	27万円(26万円)

(6) 医療費控除

病気やけがなどで自分や家族が治療を受けて、「一定額を超える」医療費を支払った場合に適用することができる控除です。医療費控除の中には「医療費控除」と「セルフメディケーション税制」の2つから選択することができますが、今回はよく利用される「医療費控除」についてご説明します。

【医療費控除の計算方法】



申告相談会場でよくある質問

Q1 かかった医療費は10万円以上でないと医療費控除は適用されない?	A1 総所得金額が200万円未満の場合は10万円以下でも適用される場合があります。
Q2 確定申告をすると医療費が還付されるということ?	A2 いいえ、違います。 申告で医療費控除を適用すると、源泉徴収されていた所得税が還付される場合があります。
Q3 別居している家族は扶養控除の対象になるの?	A3 「生計を一にしている」家族なら扶養控除の対象となります。 ※「生計を一にしている」とは…余暇の時に共にいること、生活費や学資金、療養費等の送金が常に行われていることをいいます。